

平成19年 「京都府子育て支援条例」を制定

平成27年 「京都府少子化対策条例」を制定

平成30年 「子育て環境日本一」に向けた取組を開始

子育てにやさしい社会 = 全ての世代にとって暮らしやすい社会

出会い・結婚から妊娠、出産、子育て、保育・教育、就労に至るまで切れ目のない支援が必要

平成30年

知事を本部長とする「子育て環境日本一推進本部」を設置

令和元年

「子育て環境日本一推進戦略」を策定

①子育てにやさしい風土づくり

②子育てしやすいまちづくり

③安心して子育てできる職場づくり を総合的に推進

令和3年

オール京都の推進体制（京都府子育て環境日本一推進会議）を設置

子どもや子育て世代を社会全体であたたかく見守り支える気運は高まってきているが、

少子化を止めるまでには至っていない

令和4年

京都府総合計画  
改定

京都の強みである「人と地域の絆」を生かし、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向けて「子育て環境日本一」の取組を進化させるとともに、少子化対策を進める。

※「社会で子どもを育てる」とは・・・子どもが健やかに成長することができ、幸せな生活が送れるよう、社会全体が子育てする主体として、負担や苦勞、喜びを子育て世代と分かち合い、必要な取組を行う。

令和5年度中 「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、新たな課題に対応するため、「京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）」を制定